

桑名市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市条例第27号

桑名市水道事業給水条例の一部を改正する条例

桑名市水道事業給水条例（平成16年桑名市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第3号」を「次号」に改める。

第6条第1項及び第37条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。